

平成23年4月12日

各位

会社名 株式会社日本レップ
代表者名 代表取締役社長 若林要
(コード番号: 8992 東証マザーズ)
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生
(TEL. 03-6910-3300)

**支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン पीティーイー エルティーディー
による当社の完全子会社化のための手続の不実施に関するお知らせ**

当社の支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー (Macquarie Goodman Japan Pte. Ltd.) (以下「MG J」といいます。)は、本公開買付け (以下に定義します。)に関する公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した当社を完全子会社とするための手続 (以下「本件完全子会社化手続」といいます。)を実施しないことを決定し、本日付で別紙のとおり発表しておりますのでお知らせいたします。「本件完全子会社化手続」とは、具体的には、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された当社株式の全部の取得と引換えに別個の種類別の当社株式を交付することを意味します。

また、当社としても、下記のとおり、本件完全子会社化手続を実施しないこと、及び本件完全子会社化手続のための臨時株主総会及び種類株主総会 (以下「本件株主総会」といいます。)を招集しないことを、本日開催の取締役会において決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 決定の理由

MG Jは、平成22年10月18日から平成22年12月1日までを公開買付期間とする当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。本公開買付けの結果、MG Jは当社の株式29,717株を取得し、持株数は公開買付開始以前の75,950株から公開買付期間終了時点で105,667株に増加しておりますが、かかる取得株式は、当社の発行済み普通株式の約20%に相当し、これによりMG Jの持株比率は希薄化前ベースで約51.73%から平成22年12月1日時点で約71.75%に増加いたしました。なおMG Jの持株数及び持株比率は、その後平成23年3月31日時点においても上記の数字から変更がないことを確認しております。

平成23年1月14日付「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果に関するお知らせ (追加)」にて公表したとおり、MG Jによる本公開買付け後の当社普通株式の保有割合、同社以外の当社の株主の当社株式の所有状況等に鑑み、MG Jは本件完全子会社化手続を実施するかどうかについて検討し、当社および当社の特定の少数株主との間でこの点につき協議を続けてまいりました。

法的リスクをMG Jの許容可能なレベルに抑制しつつ、本件完全子会社化手続を実施する方

法、もしくは当社がMG Jの完全子会社となるためのそれ以外の方策について、当社はMG Jとの間で協議及び検討を続けました。かかる検討の過程において、当社からも本公開買付け後にMG Jおよび同社のリーガルアドバイザーであるフレッシュフィールドズブルックハウズデリンガー法律事務所に対して完全子会社化を企図したいくつかの提案を行いました。加えてMG Jと当社は複数の少数株主と面談も行いました。残念ながらMG Jは、当社からの提案を実行することは困難であるとの判断に至ったとのことです。また面談を行った少数株主の皆様からは、本件完全子会社化手続の実施にご賛同いただくことはできず、また、当該手続を実施した場合には法的手段の行使を検討する旨の意向が示されました。

本日当社はMG Jより、「本公開買付けに応募された株券等の数、対象者および一定の対象者の少数株主の皆様との間の協議の結果等に鑑み、訴訟等（例えば、対象者の少数株主の皆様による、株主総会決議の効力を争う訴訟の提起および裁判所に対する対象会社による全部取得条項付株式の取得の価格の決定の申立てなどを含みますが、これに限られません。）を提起されるなどの法的リスクが当社にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至らなかったこと」により、本件完全子会社化手続を実施しないとの決定に至ったとの報告を受けました。なおMG Jは、同社の今後の持株比率に関する考え方については言及しておりません。

当社は、本公開買付け開始時においても、本公開買付け期間中も、特別な事情が生じない限り、本件完全子会社化手続が実施され、MG Jの完全子会社となるものと認識しておりました。また当社取締役会は、非公開化されることが当社にとって得策であろうと判断し、MG Jによる本公開買付けの提案に賛同した次第です。それ故、MG Jが本件完全子会社化手続を実施しないとの判断に至ったことは、当社といたしましては遺憾です。

これを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、MG Jの本件完全子会社化手続を実施しないという決定に対する対応を、MG J以外の株主の皆様を考慮のうえ、慎重に検討いたしました。その結果、以下に記載する理由により、当社取締役会は本件完全子会社化手続を実施しないこと、及び本件株主総会を招集しないことを決定いたしました。

- (1) 本件完全子会社手続を実施するためには、本件株主総会における特別決議の必要性がございます。しかし今回、MG Jが本件完全子会社化手続の不実施を正式に決定したため、当社の総株主の議決権の約71.75%を所有する支配株主であるMG Jの同意が得られないことが明確となり、よって本件株主総会におけるかかる特別決議が成立する見込みはなくなったこと。
- (2) MG Jの賛同を得られないにもかかわらず、本件株主総会を開催して本件にかかる特別決議を求めることは、株主利益の最大化に適うものとは考え難いこと。
- (3) これ以上当社の完全子会社化をMG Jに要請し続けることは、必ずしも当社の今後のビジネス展開にとって得策ではないと判断しうること。
- (4) 当社取締役会は、下記3において述べるとおり、平成23年4月11日付けで社外監査役から、「今後当社取締役が本件完全子会社化手続のための本件株主総会を開催することは少数株主にとって利益のあることとは言えず、MG Jによる本件完全子会社化手続を実施しないことの決定を踏まえた取締役の本件決定は相当であり、これにより少数株主に対し不利益を及ぼすものではないと認められる」、との意見を取得していること。
- (5) 当社はMG Jより、本件完全子会社化手続を実施しないことを決定したとしても、MG Jによる包括的な提案（以下に定義します。）のその他の各要素の実行に影響はないとの確認を得ていること。

平成22年10月15日付当社プレスリリースにて公表しましたとおり、本公開買付けはMG Jによって提示された以下の4つの要素からなる包括的な提案（以下、「本提案」といいます。）に含まれる要素の1つでございました。

- ・ 本公開買付け
- ・ ジャパン・ロジスティクス・ディベロップメント・フレームワーク（Japan Logistics Development Framework）（以下「JLDF」といいます。）の組成
- ・ 当社に対する新たな融資枠（以下「本新融資枠」といいます。）の設定
- ・ 「日本レップ」から「グッドマン」へのブランドの変更（以下「リブランディング」といいます。）

JLDFは既に組成され、また本新融資枠も当社に提供されております。平成23年2月16日付で公表したとおり、これらの資金を用いて、当社は最初の新規開発案件「JREP ロジステーション守谷」に着工いたしました。この案件の着工により、当社はアセット・マネジメント・フィーによる収入を確保するとともに、将来的なキャピタルゲインも見込んでおります。また、かかる案件は、MG Jが当社に紹介した第三者投資家による追加的なエクイティも呼び込んでおり、開発案件に利用可能な資金源が多様化し、その規模が拡大されました。

当社は今後も日本の物流不動産に関わる事業を継続し、新規開発案件を獲得し、運用し、またそれらに投資することにより、アセット・マネジメント・フィー収入を確保するとともに、将来的なキャピタルゲインの実現を目指してまいります。現在当社では、かかる戦略に基づき、本年中に複数の新規プロジェクトを具体化するため、さまざまな案件を検討中です。

さらに、リブランディングにつきましても、グッドマン・リミテッド（Goodman Limited）（以下「グッドマン」といいます。）から当社に対するグッドマン・ブランドの使用許諾がなされる必要があります。現時点ではMG Jによる当社の完全子会社化は実施されませんが、グッドマンおよび当社は、引き続き当社がグッドマン・ブランドを使用するために必要なライセンス契約の諸条件の交渉に努めてまいります。なお、当社によるグッドマン・ブランドの使用につきましても、ライセンス契約に関する諸条件につき合意に至ることを条件として、当社取締役会の決議をもって、正式に決定する予定でございます。

2. 上場企業としての当社の今後のビジネス

当社はMG Jの完全子会社とはならず、今後も当社株式の上場を続ける予定でございます。

平成22年10月15日付プレスリリースには、MG Jが、当社が今後も上場を維持したままでは、リファイナンスおよび今後の成長余力に関するリスクに対処するのが困難であると考えていた旨が記載されており、MG Jによる当社の完全子会社化が実施されない場合、これらのリスクは依然払拭されるものではないと、当社取締役会は現在も認識しています。しかしながら、当社はかかるリスクを軽減するため、リファイナンスを確保するための企業努力を鋭意継続してまいり所存です。加えて、今回の公開買付によってMG Jの当社普通株式の所有割合が約71.75%に増加していること、さらにはJLDFの組成、本新融資枠の提供及びリブランディングを含むMG Jの包括的な提案が今後も実行されれば、当社の信用力ならびに将来の事業展開の可能性が高まり、上記リスクを完全に払拭するには至らなくとも、軽減することは可能であ

ると判断しております。

以上のとおり、当社としては、本件完全子会社化手続を実施しないとしても当社の企業価値を毀損するものではなく、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと考えております。

3. 支配株主との取引等に関する事項

MG Jは、当社の支配株主であるため、MG Jによる本件完全子会社化手続を実施しないとの決定に基づく、当社の本件株主総会を招集しないとの決定は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成22年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、「当社と親会社またはその子会社との間で取引関係が発生した場合、取引条件の決定等が恣意的に行われぬよう厳正な承認手続き及び決定内容の一般的妥当性を確保し、これを監視・検証する体制を定め、これによって少数株主を害することを防止」することとしております。

当社は、本件株主総会を招集しないことを決定するに際しての、当該指針への適合状況については、社外監査役3名全員が出席した平成23年4月12日開催の取締役会において慎重に検討したうえで、社外監査役3名からの意見書も入手していることも踏まえ、出席取締役3名の全員一致で、本件株主総会を招集しないことを決議しております。また、出席した3名のいずれの社外監査役からもこれに対する異議の申出はございませんでした。

すなわち、当社取締役6名のうち、ポール・マクギャリー (Paul McGarry) 氏はマッコリー一のグループ会社であるマッコリー・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド (Macquarie Capital Advisors Limited) からの出向者であり、またグレゴリー・グッドマン (Gregory Goodman) 氏及びジェームズ・ホジキンソン (James Hodgkinson) 氏は、それぞれグッドマンのCEO及び取締役を兼務しているところ、これら3名の取締役は、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社を代表する立場でMG Jとの交渉には一切参加せず、当社取締役会における本件株主総会の不開催および本件完全子会社化手続の不実施に係る議案の審議及び決議には一切参加しておりません。また、MG Jから独立したリーガル・アドバイザーとして、外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所を選任し、法的助言を受けてまいりました。これにより、当社は利益相反を回避するための措置をとっています。

さらに、当社取締役会は、本件株主総会の招集をしないとの決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、MG Jから独立し、かついずれも利害関係のない第三者である当社の社外監査役である乙竹侯宏氏、石本忠次氏及び行方國雄氏から、平成23年4月11日付で、「当社取締役は本件完全子会社化手続を実施すべくMG Jと交渉を重ねてきたところ、当社支配株主であるMG Jは、本件完全子会社化手続を実施した場合の訴訟リスクが同社の許容できるレベルを超えていると判断した結果、本件完全子会社化手続を実施しないことを決定したため、本件株主総会を招集しても本件完全子会社化手続の実施について必要な承認が得られないことは明らかであると認められます。従って、今後当社取締役が本件完全子会社化手続のための本件株主総会を開催することは少数株主にとって利益のあることとは言えず、これまでの経緯等を勘案すればMG Jによる本件完全子会社化手続を実施しないことの決定を踏まえた取締役の本件決定は相当であり、これにより少数株主に対し不利益を及ぼすものではない

いと認められる」旨の意見書を受領しております。

当社は今後も企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます

以上

平成 23 年 4 月 12 日

各 位

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー

株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ(追加 3)

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー（以下「当社」といいます。）は、平成 22 年 10 月 18 日より、株式会社日本レップ（コード番号：8992、東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、本公開買付けは同年 12 月 1 日をもって終了いたしました。本公開買付けの結果については同年 12 月 2 日付プレスリリース「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に、対象者を完全子会社とするための手続の実施に係る当社の検討状況については平成 23 年 1 月 14 日付プレスリリース「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果に関するお知らせ（追加）」および平成 23 年 3 月 31 日付プレスリリース「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果に関するお知らせ（追加 2）」（以下あわせて「本件プレスリリース」といいます。）に、それぞれ記載のとおりです。

当社は、本件プレスリリースにおいて、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した対象者を完全子会社とするための手続を実施するかどうかについて引き続き検討中であるとしておりましたが、このたび、当該手続を実施しないことを決定しましたので、お知らせいたします。この決定は、本公開買付けに応募された株券等の数、対象者および一定の対象者の少数株主の皆様との間の協議の結果等に鑑み、訴訟等（例えば、対象者の少数株主の皆様による、株主総会決議の効力を争う訴訟の提起および裁判所に対する対象会社による全部取得条項付株式の取得の価格の決定の申立てなどを含みますが、これに限られません。）を提起されるなどの法的リスクが当社にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至らなかったことによるものです。

当社は、遺憾ながら、対象者を完全子会社とするための手続を実施しないことを決定せざるを得ませんでした。公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けの目的は対象者を完全子会社とすることでした。本公開買付けに応募された株券等の数および対象者の一部少数株主の方のご対応は、当社にとって残念なものでありましたが、当社は、本提案（詳細については、対象者のプレスリリースに記載されるものと理解しております。）の実現その他対象者の親会社として適切な方法を通じ、引き続き対象者を支援していく所存です。

以 上